

## ◎会社法の一部を改正する法律の施行

### に伴う関係法律の整備等に関する法

律  
(平成二六年六月二十七日法律第九一号)

#### 一、提案理由(平成二六年四月八日・衆議院法務委員会)

○谷垣国務大臣

……………(略)……………

続いて、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか九十四の関係法律に所要の整備を加えるものであります。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

#### 二、衆議院法務委員長報告(平成二六年四月二五日)

○江崎鐵磨君 たいいま議題となりました三法律案につきまして

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

て、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………  
次に、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか九十四の関係法律に所要の整備を加えようとするものであります。

……………(略)……………  
内閣提出の両法律案は、第百八十五回国会に提出され、継続審査に付されていたもので、今国会では、去る一月二十四日本委員会に付託され、四月八日谷垣禎一法務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。また、階猛君外一名提出の法律案は、四月十日本委員会に付託され、翌十一日、提出者階猛君から提案理由の説明を聴取した後、三法律案を一括して質疑に入り、十八日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。

二十三日、日本維新の会の提案による会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案につきまして提出者から趣旨の説明を聴取、三法律案及び修正案を一括して質疑を行いました。

質疑終了後、自由民主党及び公明党の共同提案による内閣提出の両法律案に対する修正案がそれぞれ提出され、提出者から

趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、三法律案及び各修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、階猛君外一名提出の会社法の一部を改正する法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、内閣提出の会社法の一部を改正する法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決し、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○委員会修正（西田譲君提出）の提案理由（平成二六年四月二三日）

○西田委員　ただいま議題となりました修正案につきまして、日本維新の会を代表し、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成二十一年に制定された水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法、いわゆる水俣病特措法においては、原因企業たる親会社が行う子会社の株式を譲渡するには、環境大臣の承認を必要とすることによって、その適正を担保する仕組みとしています。ところが、政府提出の会社法の一部を改正する法律案により、会社法に子会社の株式等の譲渡に係る株主総

会

の特別決議についての規定が新設されることとなりました。

このままでは、水俣病特措法第十二条第一項の特定事業者による子会社の株式の譲渡に際しても、環境大臣の承認に加えて、重ねて株主総会の特別決議を要する場合が生ずることとなり、法制定時とは異なる法律上の手続が付加されることとなります。

そこで、環境大臣の承認に子会社株式の譲渡の適正を担保させた水俣病特措法の趣旨に鑑み、水俣病特措法第十二条第一項の特定事業者による子会社の株式の譲渡に際しては、株主総会の特別決議を要しないこととするため、この修正案を提出した次第であります。

以下、この修正案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に水俣病特措法の改正規定を追加して、「水俣病特措法第十二条第一項の特定事業者のうち特定会社については、改正後の会社法第四百六十七条第一項第二号の二の規定、すなわち子会社の株式等の譲渡に係る親会社の株主総会の特別決議による承認の規定は適用しない」こととしております。

第二に、その他所要の規定の整理を行うこととしております。

以上が、この修正案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員会修正（大塚拓君外一名提出）の提案理由（平成二六年四月二三日）

（会社法の一部を改正する法律（平二六法九〇）の委員会修正の提案理由と一括して掲載）

### 三、参議院法務委員長報告（平成二六年六月二〇日）

○荒木清寛君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行うおとするものであります。

なお、衆議院において、これらの法律案の法律番号中、平成二十五年を平成二十六年に改める等の修正及び、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第十二条第一項の特定事業者のうち特定会社については、子会社の株式等の譲渡に係る親会社の株主総会の特別決議による承認に関する規定は適用しないこととする等の修正が行われております。

委員会におきましては、大久保勉君外六名発議の会社法の一部を改正する法律案と一括して審査を行い、今回の改正の趣旨

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

と目的、監査等委員会の独立性を確保するための仕組み、社外取締役の導入を促進するための具体的措置と人材の確保、改正案において社外取締役の選任を義務付けなかった理由と社外取締役の適正人数、会計監査人の報酬の決定権を監査役に付与しなかった理由、支配株主の異動を伴う募集株式の発行に当たり、規律の対象とする募集株式発行後の議決権の割合を二分の一超とした理由とその妥当性、多重代表訴訟制度創設の意義と原告適格の妥当性、特別支配株主による株式等売渡し請求制度において少数株主の権利を侵害する懸念、会社法の条文を分かりやすくする必要性、衆議院の修正で、水俣病特措法の特定会社について会社法の規定を適用除外とした理由とその妥当性等について質疑が行われ、また、株式会社の実務関係者、水俣病患者代表等の参考人から意見を聴取いたしました。

両法律案に対する質疑終局の動議が提出され、多数をもって質疑を終局することを決した後、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して小川理事、日本共産党を代表して仁比委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。